

伊丹市障害者支援施設特別処遇事業補助金交付要綱（平成19年12月制定）

（目的）

第1条 この要綱は、指定障害者支援施設において支援水準の高いサービスを提供する伊丹市内の事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、障害者の地域生活への移行を促進することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 施設入所支援 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第10項に規定する施設入所支援をいう。
- (2) 指定障害福祉サービス事業者 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。
- (3) 指定障害者支援施設 法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。
- (4) 基準定数 法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例(平成24年兵庫県条例第4号)第12条に規定する指定障害者支援施設等の基準に定める生活支援員の員数(指定障害者支援施設において施設入所支援を行うために置くべき生活支援員の員数に限る。)の下限の数をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる基準をすべて満たす市内の指定障害者支援施設において、施設入所支援を行う指定障害福祉サービス事業者とする。

- (1) 10室以下の複数の居室で構成される独立した生活空間（以下「ユニット」という。）を設けること。
- (2) 各居室の定員が、一人であること。
- (3) 壁等によって区切りを設けていること。
- (4) ユニットごとに食堂及び浴室を備えていること。
- (5) 一群のユニットにつき一人以上の生活支援員が配置されていること。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、第1号に規定する額と第2号に規定する額とを比較して、少ない方の額とする。

- (1) 前条各号に掲げる基準をすべて満たす指定障害者支援施設（次号において「対象施設」という。）において施設入所支援を行うために基準定数を超えて配置した生活支援員に係る報酬、給料、賃金、手当、共済費、報償費及び旅費等を合計して得た額（当該額について、基準定数を超えて配置した生活支援員に係る介護給付費（夜勤職員配置体制加算）の給付又は国若しくは地方公共団体の負担による他の補助金の交付を受けている場合は、当該額から当該給付及び交付を受けた額を差し引いて得た額）
- (2) $8,960$ 円にアに定める数を乗じて得た額にイに定める数を乗じて得た額
ア 対象施設に設けられたユニットの総数から基準定数を控除した数(当該数が5を超える場合には、5とする。)
イ 一の年度において対象施設で施設入所支援を行った日数(当該日数が290日を超える場合には、290日とする。)

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は伊丹市障害者支援施設特別処遇事業補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、当該年度の7月末日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、速やかに補助金の交付の可否を決定し、伊丹市障害者支援施設特別処遇事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助事業等の内容変更)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付対象者」という。)は、補助の対象となる補助事業等の内容を変更、中止、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(補助金の請求)

第8条 交付対象者は、伊丹市障害者支援施設特別処遇事業補助金請求書(様式第3号)を第6条の通知書を受けた日の属する月の翌月末日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の規定による請求を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(実績及び精算報告)

第10条 交付対象者は、年度終了後速やかに、伊丹市障害者支援施設特別処遇事業補助金実績報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 交付対象者は、交付を受けた補助金に余剰が生じた場合は、市長の定める方法により当該余剰金を速やかに返還しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、交付対象者が、次のいずれかに該当すると認めるときは、この要綱に基づく補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1) 補助の対象となる事業以外の目的に補助金を使用したとき。
- (2) 虚偽又は不正な手続きにより補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他この要綱の規定に違反したとき。

(加算金及び延滞金)

第12条 交付対象者は、前条の規定により補助金の返還を求められたときは、その求めに係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第19条第1項に規定する割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 交付対象者は、補助金の返還を求められ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第19条第2項に規定する割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

3 市長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(調査等)

第13条 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため、必要があると認めるときは、関係帳簿書類その他の必要な書類の提出を求めることができる。

付 則

この要綱は、平成19年12月20日から施行し、同年4月1日以後に実施する事業から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条第2号の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年1月17日から施行する。

(請求の特例)

2 令和4年度分の伊丹市障害者支援施設特別処遇事業補助金に係る請求に限り、この要綱による改正後の伊丹市障害者支援施設特別処遇事業補助金交付要綱第8条中「7月、10月、1月、4月の各月の20日までに」とあるのは「1月及び4月の各月の20日までに」とする。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

伊丹市障害者支援施設特別処遇事業補助金交付申請書

伊丹市長 様

所在地

法人名

代表者

印

伊丹市障害者支援施設特別処遇事業補助金の交付を申請します。

1 申請金額

円

申請金額の内訳書 別紙のとおり

2

事業者名称	
代表者	
指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定内容	

3 添付資料

事業計画書

収支予算書

貸借対照表

規約等

施設配置図

伊丹市障害者支援施設特別処遇事業補助金交付決定通知書

法人名
代表者 様

伊丹市長

年 月 日に交付申請のあった伊丹市障害者支援施設特別処遇事業補助金につきましては、伊丹市障害者支援施設特別処遇事業補助金交付要綱第6条に基づき、次のとおり決定しましたので通知します。

1 決定の内容 (可 ・ 否)

2 交付決定額 円

3 注意事項

- (1) この補助金は、承認された障害者支援施設特別処遇事業に使用し、他の目的に流用しないでください。目的以外に使用した場合は、この補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることがあります。
- (2) 事業に係る収入及び支出を明らかにできる帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管し、当該補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存してください。
- (3) 年度終了後速やかに、当該補助事業に係る実績報告書を市長に提出してください。その際、当該補助金に余剰金が生じた場合には、速やかに返還してください。
- (4) 市長は、必要があると認めるときは、補助金の執行状況等について必要な書類、帳簿等を調査し、又は報告を求めることがあります。

伊丹市障害者支援施設特別処遇事業補助金請求書

伊丹市長 様

所在地
法人名
代表者 印

年 月 日付 第 号で交付決定のあった伊丹市障害者支援施設特別処遇事業補助金
について下記のとおり請求します。

請求金額	円
------	---

振 込 先	銀行名・支店名	
	(フリガナ)	
	口座名義人	
	口座種別	普通 ・ 当座
	口座番号	

伊丹市障害者支援施設特別処遇事業補助金実績報告書

伊丹市長 様

所在地
法人名
代表者 印

年 月 日付 第 号で交付決定のあった伊丹市障害者支援施設特別処遇事業補助金に係る実績報告について、次のとおり報告します。

1 事業実績 別紙「事業報告書」のとおり

2 補助金の精算

受領額 (A)	実績額 (B)	精算額 (A - B)
円	円	円

3 添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 職員配置表
- (3) 収支報告書
- (4) 積算書
- (5) その他